

## 障害児通所支援事業所の指定取り消し処分について

児童福祉法第21条の5の23第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	株式会社ひまわり
事業所名	放課後等デイサービスひまわり（朝来市）
事業種別	放課後等デイサービス
指定年月日	平成26年11月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成30年3月31日

#### 4 処分理由

- （1） 個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務を全く行わず、利用者に対して個別支援計画に基づいた適切な支援を提供しなかったにもかかわらず、関連する加算等報酬を不正請求した。
- （2） 利用者1名に基準省令の定めに従った指導・訓練（指導訓練室において従業者が実施）を行っていないにもかかわらず、行ったものとして基本及び加算報酬を不正請求した。